

条 例

議会の議決を経た「千曲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和7年3月21日

千曲市長

い、川 修一

千曲市条例第12号

千曲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

千曲市職員の育児休業等に関する条例（平成15年千曲市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。